

東京大学大学院情報学環教授(メディア社会学) **はなだ たつろう** 花田 達朗



私の視点

昨今、メディア絡みのニュースが続く。一つ、気になるのが「編集権」という言葉である。

昨年9月に衆議院総務委員会が不祥事問題でNHKの海老沢勝二前会長らを招致した折、NHKは中継せず、批判された。海老沢氏は「中継するかどうかは編集権の問題だ」と語った。同氏が「編集権」を盾にしたこと、1月の記者会見で関根昭義前放送総局長が番組改変問題に関して、政

治家に番組内容を事前に説明するのは「当然」の対応だとしたことは根底でつながっていると思う。橋本元一現会長が政治家への事前説明は「好ましくない」と多少修正したが、それで実態が変わると考え得るほど、事は簡単ではない。「編集権」という言葉は

と、内部たることを問わずあらゆるものに対し……守る義務がある」とし、「定められた編集方針に従わぬものは何人といえども編集権を侵害したものととしてこれを排除する」とした。

その狙いは「外部」より「内部」にあり、以来、労働組合の排除や今回の海老沢発言に見られるように経営トップの「信念」の押し付け、下僚へのある種恣意的圧力に使われてきたと言

算が国会承認事項のため、政権与党にいわば、政治的人質を取られている。予防のために番組の事前説明を長年繰り返している、付度するシステムの梯子は経営者で終わらず、政治家にまで伸びてしまう。

戦の産物であり、それが今も日本のマスメディアで元気に生きているのは不思議である。現に、一般社員や職員がまるで自分が上位にあるかのように、「編集権はうちのありますから」と外の人に平気で言う。「編集権」という言葉を自ら認めるのなら、その言葉によ

◆編集権

「報道の自由」の徹底こそ

日本では独特の歴史を背負う。連合国軍総司令部(GHQ)の指導で48年、日本新聞協会(NHKも加盟)が出した「編集権声明」に依拠する。「新聞編集(放送の場合は番組編集)に必要な一切の管理を行う権能」とされ、経営者および編集管理者は「個人たる

と、団体たる」と、外部たるNHKの場合は予算と決り上げてきた。

る。政治家への事前説明を「通常業務」と考える体質のなかでは、「メディアへの介入」意識そのものが双方ともに薄くなるはずだ。そうなる、客観的に見た場合の「圧力」が主観的にはなかったことになり、争うこと自体が意味をなさな

り、いつ自分の身に上からの統制が働いてくるかを心配すべきだろう。「編集権の独立」を言う論者も見受ける。しかし、外からの侵害に対しては、国民の知る権利に奉仕する

「報道の自由」という憲法上で保障された概念を使えば十分だ。それを盾にする「報道の自由」の本義にこそ立ち返るべきだ。

「編集権」と「報道の自由」の混同をやめ、「編集権」自体を再考すべきである。「報道の自由」の本義にこそ立ち返るべきだ。